

この調査はへき地学校における教育の実態、教育上の諸条件および教員の現状等を総合的に把握して、へき地学校の教育を改善充実させるための基礎資料を得ることを目的として行なわれた。

(1) 調査範囲

へき地指定をうけている公立の小学校、中学校（へき地教育振興法施行規則附則第二項および第三項の学校を含む）およびこれらの学校を所管する市町村教育委員会

(2) 調査票および調査事項

市町村教育委員会調査票、管内の学校数、へき地学校度、市町村の財政力指数、市町村の教育予算の割合。

学校調査票、学校種別、級地別、本土離島別、教職員数、児童生徒数、出席状況、教育扶助等をうけている児童生徒の状況、卒業後の状況（中学校）社会文化状況

教員調査票、性別、年令、職名、等級および号給、出身学校、勤務年数、通勤距離および方法、住宅の状況、扶養家族の状況、研修会講習会等への出席状況

3 地方教育費の調査（教育行・財政調査）

この調査は、文部省と県教育委員会が毎年協同で実施しているものである。

目的を要約すると次のとおりである。

- (1) 地方公共団体が、教育施策を決定するさいに役立つような、統一様式による正確な基礎資料を作成すること。
- (2) 地方公共団体が、教育費の財源と使途および行政組織等について、教育費の究極的な負担者である県民一般に対して実情を報告し、また、教育関係諸機関に公式の情報を提供すること。

調査の対象は全公立学校と県および地方教育委員会で、調査の内容は次のとおりであるが、(1)～(3)までは、教育費を分野別、財源別、性質別に区分し、その使途について調査している。

- (1) 学校教育費の調査。一学校のために要した一切の経費
- (2) 社会教育費の調査。一公民館、図書館、体育施設その他の社会教育費、教育委員会が行なった社会教育活動費、文化財保護などに要した経費。
- (3) 教育行政費の調査。一教育委員会の所管する事業に要した経費。
- (4) 教育施設に伴う収入に関する調査。一教育委員会の所管に関する国費、県費の補助金、負担金、寄付金を除いた収入額。
- (5) 地方教育行政の調査。一教育委員会の調査日現在（5月1日）における組織、人的構成等。

調査の結果については、財源、使途などに若干の分析を加え、「教育費の実態」として、報告書を刊行した。

4 社会教育調査（指定統計第83号）

この調査は、社会教育に関する基本的事項を調査し、社会教育行政上の基礎資料を得ることを目的として行なわれた。

調査の範囲は次のとおりである。

a 社会教育関係職員調査

- (1) 教育委員会の事務局において社会教育に関する事務または技術に従事する職員

- (2) 社会教育法第15条に規定する社会教育委員

- (3) スポーツ振興法第19条に規定する体育指導委員

b 公民館調査

- 社会教育法第21条に規定する公民館

c 図書館調査

- 図書館法第2条に規定する図書館

d 博物館調査

- (1) 博物館法第2条に規定する博物館

- (2) 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設

e 青年学級調査

- 青年学級振興法第2条に規定する青年学級

f 社会教育講座調査

- 教育委員会が開設した社会教育のための講座

g 社会体育施設調査

- 地方公共団体の長および教育委員会の管理する社会体育施設

h 調査の期日および期間

- 昭和38年9月15日現在。ただし社会教育講座調査は昭和37年度間。

- i 調査の結果は、「社会教育調査結果報告書」として公表した。

5 全国学力調査

全国学力調査は小学校、中学校についてそれぞれ実施された。次に結果の概要を示す。

(1) 実施期日

昭和38年6月26日（小学校）

昭和38年6月26、27日（中学校）

(2) 調査に参加した学校数、児童、生徒数

小学校（標本校）

	5年	6年
学校数	127校	127校
教社会	10,212人	10,165人
理科	10,211人	10,166人